

## 株式会社商工組合中央金庫及び横浜信用金庫が 実施する株式会社イシイに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫及び横浜信用金庫が実施する株式会社イシイに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2023年9月5日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社イシイに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫、横浜信用金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）及び横浜信用金庫が株式会社イシイ（「イシイ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。また、本ファイナンスは、商工中金がサステナブルファイナンスにおける地域金融機関との連携（ノウハウ共有・協調案件創出等）の一環で、業務提携を締結した地域金融機関である横浜信用金庫が、評価対象企業に対して PIF として実施することのできるスキームを活用したものである。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則

との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからみてもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

商工中金及び横浜信用金庫、商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、イシイの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、イシイがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

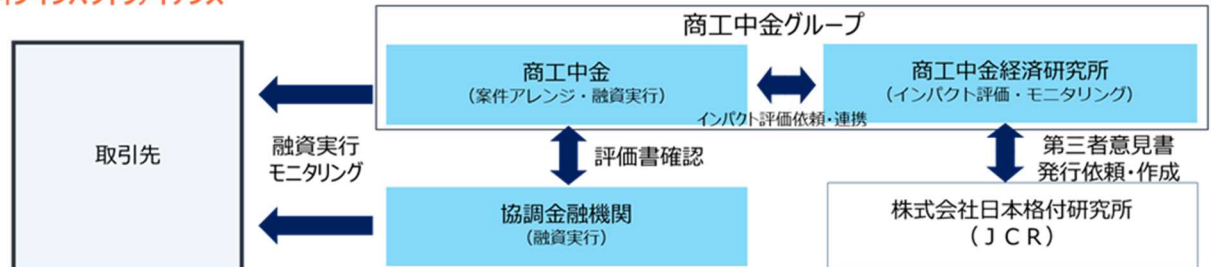
<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

## ポジティブインパクトファイナンス



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

## PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び横浜信用金庫、一般に開示される予定であることを確認した。

## PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

## III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展

形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるイシイから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
  - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
  - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
  - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
- 

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

担当アナリスト

川越 広志

---

川越 広志



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年9月5日

株式会社商工中金経済研究所

---

株式会社商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）及び横浜信用金庫が株式会社イシイ（以下、イシイ）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、イシイの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1.1 基本情報
  - 2.1.2 企業紹介
  - 2.1.3 事業拠点
  - 2.1.4 組織図
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 企業理念、経営方針等
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社イシイ
借入金額	720,000,000 円 商工中金 360,000,000 円 横浜信用金庫 360,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	25 年
モニタリング実施時期	毎年 7 月

## 2. 企業概要・事業活動

### 2.1.1 基本情報

本社所在地	神奈川県横浜市緑区鴨居 5-21-15
創業・設立	創業 2007 年 1 月・設立 2016 年 10 月
資本金	22,500,000 円
従業員数	38 名(2023 年 8 月現在)
事業内容	1. 鉄筋工事・鋼材販売 2. 注文住宅・建売住宅の設計施工 3. オフィス・店舗の設計施工 4. リフォーム・リノベーション・増改築 5. 分譲戸建て住宅の企画・販売 建設業許可：神奈川県知事許可(般一5)第 85044 号 宅地建物取引業免許：神奈川県知事(1)第 30312 号
主要取引先	・基礎工事業者 ・一般顧客 ・不動産建売業者 等

### 2.1.2 企業紹介

- イシイは、2007年に鉄筋工事業者として創業。鉄筋工事事業は、創業当時から現在まで当社において中核をなす事業であるが、その後、リフォーム工事・注文住宅の建築・自社分譲住宅の企画販売等住宅に関する幅広い事業を展開している。企業理念は「“今と未来”をつなぐ家づくり」であり、神奈川・関東圏を中心に地域に密着した家づくりを行っている。
- 営業エリアは神奈川県横浜市を中心に、関東圏を対象としている。
- 企業ロゴの説明



- ・鉄筋事業で創業したバックグラウンド(メッシュをイメージしたデザイン)
  - ・地元横浜という港町をイメージ(メインカラーをブルーに)
  - ・住宅に関わる事業を展開している(家のフォルム)
  - ・変化しつづける企業でありたい(グラデーション)
- の想いを込めている。

#### 【事業概要】

##### 「鉄筋工事事業の概要」

- 木造住宅基礎に使用する「鉄筋の加工～現場組み立て～配筋検査」までを一貫施工する体制を有している。他社では加工のみ・組み立てのみの部分的な請負に限定され、イシイが木造鉄筋業界で初めてこの3工程の一貫対応を実施した。現在でもこの一貫施工を行う企業は希少であり、高い競争力を有している。年間6000棟の施工実績があり、神奈川県内の20%のシェアを獲得する事業となっている。
- 現場施工が祖業であり、17年間にわたり関東圏での主要な鉄筋工事に関する数百名もの専門性の高い鉄筋職人・一人親方との関係性を構築してきた。現場施工の職人集団のノウハウを持ちながら、鉄筋の納期を最重視するというマインドで業務に当たっており、施工スピードが他社よりも早く、その分大量の受注ができる体制を保持している。
- 2023年11月に神奈川県横浜市から座間市に鉄筋加工工場を取得移転し、労働環境を整備すると共に機械設備導入によるユニット鉄筋工法導入により生産力の強化を図る予定である。

##### 「鉄筋工事事業の主な商流」



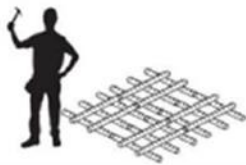
・最終顧客は一般個人から法人まで多岐に渡るが、直接の顧客は、基礎工事業者やハウスメーカー・工務店が主となる。

「従来のバラ鉄筋結束工法と、工場移転後のユニット鉄筋工法について」

➤ 従来のバラ鉄筋工法

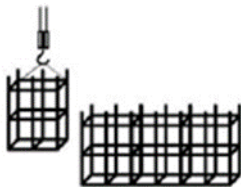


\* 当社提供



・鉄筋の切断・曲げまで行った 1 本 1 本の鉄筋を、現場で結束する工法。

➤ ユニット鉄筋工法



・ユニット鉄筋施工は工場である程度の工程まで生産し、現地で組み立てるだけなので、職人による品質のばらつきがなく、品質・作業性・納期の面で優位性がある。基礎ユニット状の鉄筋を用いることから施工期間が短く、建築物の工期短縮につながる。

「住宅事業の概要」

主に、エンドユーザー向けの「注文住宅」と「分譲住宅(新築一戸建て)」として、家づくりを行っている。

①注文住宅

- 「建築コストもふくめて“幸せづくり”を考える」をコンセプトに、顧客の予算にあわせてローコスト住宅から、デザイナーズ住宅まで、完全オーダーメイドの住宅建築を行っている。コストパフォーマンスを重視しつつ、顧客の家族構成・将来設計等を丁寧にヒアリングし、予算と希望する住宅内容とのベストバランスが叶う家づくりを心掛けている。
- 最近では、当社の注文住宅の施工事例が、女性ファッション誌「LEE」に神奈川県代表として取り上げられ、徐々に知名度が上がってきている。

②分譲住宅(新築一戸建)

- デザイナーズ住宅の建築経験をもとに、注文住宅のエッセンスを取り入れた“分譲住宅らしくない

家”をコンセプトに、住宅企画から建築・販売まで一気通貫で行っている。他社と差別化を図るため、標準仕様として複層窓ガラス・断熱等級・床暖房・食洗機や浴室暖房等の住設備を取り入れた住宅を提供している。

- 全棟“省エネ基準適合住宅”であり、住宅性能にもこだわっている。
- 対象エリア・施工棟数

神奈川県全域・東京都内を中心に住宅提供を行っており、施工棟数は年々増加傾向で、2022年度は45棟の住宅完工を行っている。



(左：注文住宅施工例/右：分譲住宅施工例) \* 当社提供

### 2.1.3 事業拠点

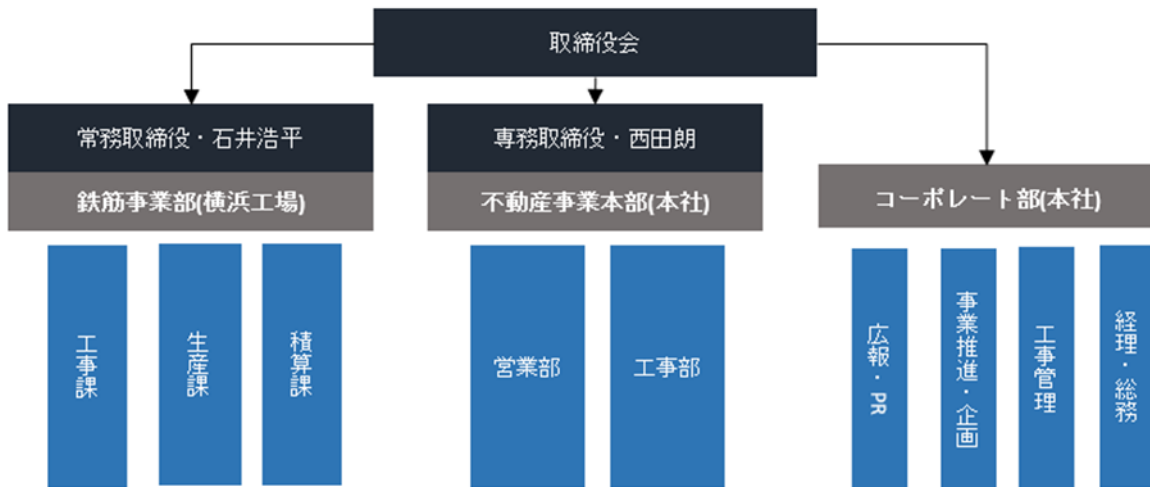
拠点名	住所
本社	神奈川県横浜市緑区鴨居5丁目 21-15
横浜工場(鉄筋加工工場)※	神奈川県横浜市旭区上白根町 910-1

※2023年11月に神奈川県座間市ひばりが丘4丁目 25-16に移転予定。



\* 移転予定先 ~ 当社提供

## 2.1.4 組織図



### ■ 現状と目指している姿

- 全社員の70%以上が20～30代と若い組織ではあるが、年齢層は20～60代と幅広くベテランも多数在籍しており、そのため従業員間のナレッジの共有がしやすい環境。若手活用にも積極的に取り組んでおり、役職者の65%が30代で構成されている。
- 1人1人のキャリアを考え、希望やスキルに応じて別部門や別業種へのチャレンジも推奨している。会社と社員の両方の成長を感じながら業務に取り組める組織づくりを目指している。

### ■ 資格保持者

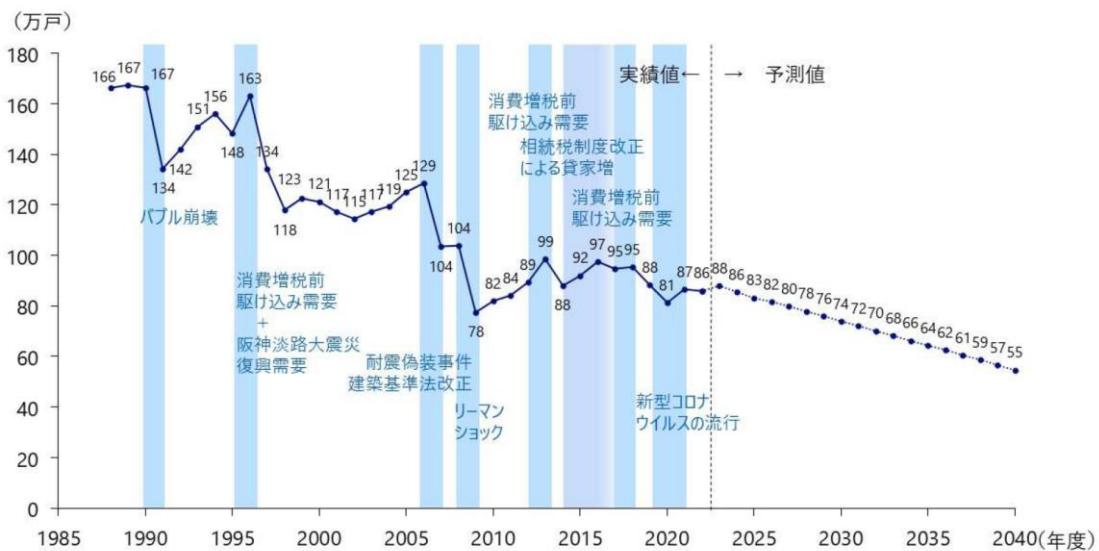
- 1級建築士1名、2級建築士2名、宅地建物取引士3名  
1級建築施工管理技士1名、電気工事士1種2種1名、安全衛生責任者2名

## 2.2 業界動向

### ■ 住宅需要の見込

- 株式会社野村総合研究所(以下 NRI)の 2023 年 6 月 22 日ニュースリリースの日本における「2023～2040 年度の新設住宅着工戸数」、「2022～2040 年のリフォーム市場規模」によれば、1.新設住宅着工戸数は、2022 年度の 86 万戸から 2030 年度には 74 万戸、2040 年度には 55 万戸と減少していく見込み、2.広義のリフォーム市場規模は、2040 年には年間 8 兆円台後半となる見込み、狭義のリフォーム市場は、それよりも約 1 兆円小さい規模と見込まれている。イシイは、新設住宅着工戸数が減少していく中ではあるが、引き続き、木造住宅基礎の鉄筋工事での住宅供給やリフォーム、省エネ基準に適合し、複層窓ガラス・断熱等級・床暖房・食洗機や浴室暖房等の住設備を取り入れた良質な住宅を供給することで、良質な住宅ストックに貢献していく。

図 1：新設住宅着工戸数の実績と予測（全体）

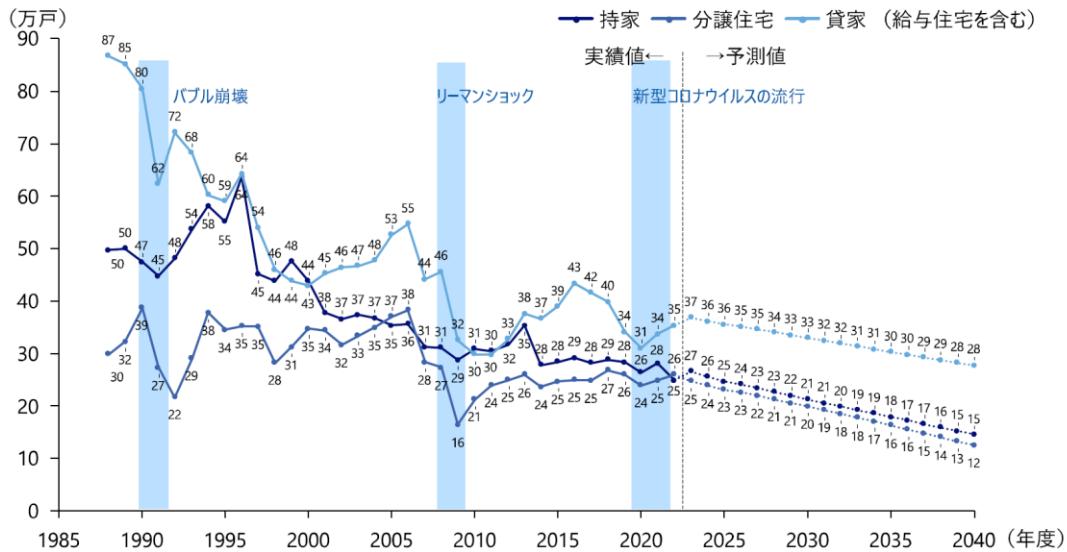


出所) 実績値は国土交通省「住宅着工統計」より。予測値は NRI。

NRI 2023 年 6 月 22 日ニュースリリース資料より引用



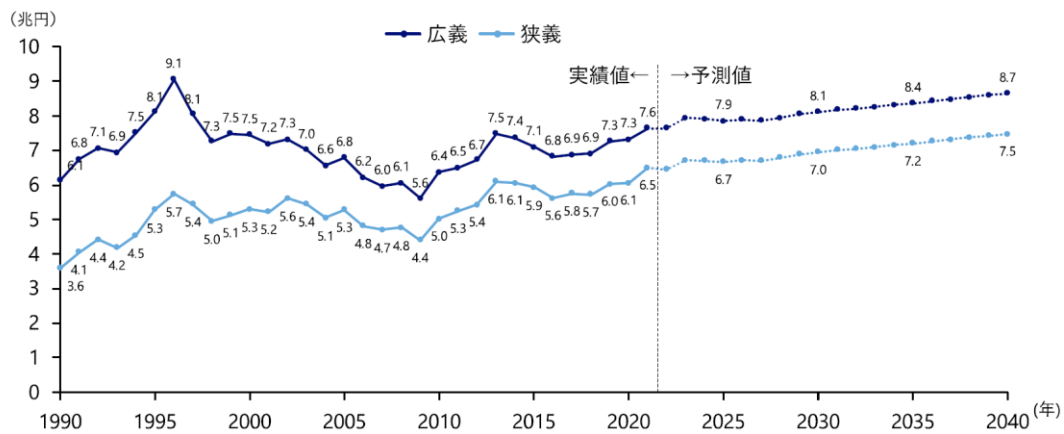
図2：新設住宅着工戸数の実績と予測（利用関係別）



出所) 実績値は国土交通省「住宅着工統計」より。予測値はNRI。

NRI 2023年6月22日ニュースリリース資料より引用

図3：リフォーム市場規模の実績と予測



出所) 実績値は住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住宅リフォームの市場規模（2021年版）」より。予測値はNRI。

NRI 2023年6月22日ニュースリリース資料より引用

## 2.3 企業理念、経営方針等

### 【企業理念】

「“今と未来”をつなぐ」

・家の役割は単純に人が住むものだけでなく、家族や歴史を作りそれらの集合体が地域になると考えている。そのため親から子や孫の代まで、そして自身が高齢になった時でも安心して長く住めるよう、日々家づくりと向き合っていく思いを込めた。

### 【経営方針】

お客様に適切な情報と徹底した品質・安全を提供するため、社長以下、社員一人一人の成長が不可欠と考えている。現状に満足するのではなく、社員が日々成長し続けられる環境をつくり、それらがお客様や地域へ還元できるような会社づくりを目指す。

・創業以来、リーマンショック、東日本大震災、新型コロナといった大きな外部環境の変化を経験してきた。当社は厳しい外部環境の中で、下請けからの脱却を図り、仕事を生み出す立場になるべく、住宅事業・不動産事業への進出を図っていった。新たな分野への進出には、現状に満足することなく、時代に即した提案をおこなう必要があり、その為には社員の成長が必要不可欠と考えている。

\* 地域への還元の一環として、「横浜 DeNA ベイスターズ」の公式スポンサーとなる。



\* 当社 HP より

## 2.4 事業活動

イシイは以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【環境面】

#### ▶ 良質な住宅の供給への取組み

##### ① 省エネ基準適合住宅

・当社の標準性能として、国土交通省が定める省エネ性能(断熱性能・一次エネルギー消費量等級等)を満たす住宅を建築・提供している。完成棟数としては、直近 3 年間で 84 戸を提供している。

##### ② 充実した住宅設備、熱効率の高い設備

・特に当社が提供する分譲住宅に関しては、標準性能として“複層ガラス(室内の暑さや寒さを防ぐ断熱性)”、“高性能ガラスウール断熱材”、“床暖房・浴室暖房”等、暮らしの便利さだけでなく、エネルギー効率を考えた住宅設備を標準装備として実装している。

##### ③ 2032 年度までの目標棟数

・社内の仕組化、デジタル化や建売用地の仕入情報や仕入れ量を増やすこと、広告・マーケティングの強化を図ることによって、これらの良質な住宅提供を 10 年後には年間 600 棟の提供が可能な、供給体制・建築体制を創っていく。

[特定したインパクト] ポジティブ・インパクト「住居」「エネルギー」(良質な住宅の供給)

#### ▶ 注文住宅における ZEH 住宅(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)供給推進への取組み

・2020 年に ZEH ビルダ―登録実施済。2022 年度の施工実績 0 棟であるが、2032 年度には年間 10 棟の提供が可能な、供給体制・建築体制を創る。

・ZEH 住宅の坪単価は、従来の工法に比べ倍近く高額になることから、注文住宅の顧客向けの商品となる。家づくりの提案時に、「光熱費の削減が可能」「補助金の利用が可能」「売却時の値下がりが緩やかになる可能性がある」といった、ZEH 住宅にした場合のメリットを訴求し、ZEH 住宅の受注をより促進していく。

[特定したインパクト] ポジティブ・インパクト「エネルギー」「気候」(注文住宅における ZEH 住宅供給推進)

#### ▶ 営業車の EV 化(電気自動車)・PHV 化(プラグインハイブリット自動車)への取組み

・現在、営業車(普通車)の全車両が HV(ハイブリット自動車)を使用している。

・今後、更なるエコカーの普及にあわせ、2032 年度には営業車の 50%を EV・PHV にすることにより一酸化炭素(CO)等の化学物質の削減や CO2 排出量削減を押し進めていく。

[特定したインパクト] ネガティブ・インパクト「大気」「気候」(営業車の EV 化・PHV 化)

#### ▶ 鉄筋事業における鉄筋屑(スクラップ)量減少への取組み

・スクラップは、リサイクル可能な材料であるが再製の過程でエネルギーが必要となるため、そもそのスクラップ量を減らせることが最適である。

・2023 年にユニット鉄筋の生産が可能となる工場の取得及び、機械設備を導入する。これま

で、手動で鉄筋切断、曲げ加工を行ってきたが、今後は自動制御による切断、100パターン以上からの曲げ工程を自動設定できるようになる。

- ・機械の自動制御により破材が減らせ、手作業による加工ミスが減ることで、全体のスクラップ量が減るような取組み行っていく。

[特定したインパクト] ネガティブ・インパクト「資源効率・安全性」「廃棄物」(鉄筋事業における鉄筋屑(スクラップ)量減少)

## 【社会面】

### ➤ 健康経営の推進への取組み

- ・従業員の健康維持、促進への投資として、30歳から生活習慣病検診 45歳から人間ドック検診を受診してもらうことで、健康促進を進めている。
- ・特に建築業は体を使う仕事であり、健康でなければ働くことができないため、病気の早期発見等、従業員の健康管理には重きを置いている。
- ・今後、更なる健康経営へ取り組むため、2032年度までに「かながわ健康企業宣言」への登録及び、健康経営優良法人の認定取得を目指す。

[特定したインパクト] ネガティブ・インパクト「保健・衛生」(健康経営の推進)

### ➤ 重大な労災事故抑制への取組み

- ・2021年度、2022年度とも重大な労災事故の発生は0件である。
- ・全社用車に“スマートドライブ/運転管理システム(BPS)”を導入済である。運転状況をダッシュボードに表示、安全運転のスコアリングが自動でできるシステムであり、危険運転(急ハンドル・急ブレーキ等)については会社に自動通知される。社用車を使う従業員の運転ランキング等の運転情報から、重大事故が起こらないよう、普段から未然に安全運転の意識づけを行っている。
- ・2023年の工場移転にともない、クレーンや大型機械の導入により、取扱いに一層の注意が必要となる部分がある。一方で、作業スペースが拡大され、機械化だからこそ属人的な作業から脱却できることにより、1人当たりの作業負荷が軽減される業務環境となる。また、安全な作業手順の確立だけでなく、従業員の資格取得(クレーン扱い・各種技能士)を促進することで、多方面からの労災事故抑制に取り組んでいく。

[特定したインパクト] ネガティブ・インパクト「保健・衛生」(重大な労災事故抑制)

### ➤ 有給休暇消化・時間外労働削減への取組み

- ・労働基準法の改正に伴い、年5日の有給休暇取得については、年間カレンダーによりあらかじめ取得時期を指定している。
- ・有給取得(5日以上の日数)や時間外労働削減に関しては、属人的な業務体制にならないよう、作業手順の確立や、チーム制での業務を推進する等、特定の従業員に負荷がかからないような仕組みづくりに力を入れている。

[特定したインパクト] ネガティブ・インパクト「雇用」(有給休暇消化・時間外労働削減)

### ➤ 多様な人材の活用への取組み

① 外国人技能実習生・特定技能の活用

- ・現在、鉄筋工事業において外国人特定技能生 4 名、外国人技能実習生 4 名、計 8 名のインドネシア人が活躍している(以降、実習生と呼ぶ)。
- ・実習生の生活環境として、全員が同じ家で家族のように過ごしてほしいとの思いから、一軒家で 8 名が共同生活を行える環境を提供している。
- ・今後、2027 年度までに 20 名まで受け入れ予定で、鉄筋工事の技術移転を図る。

② 女性管理職・女性技術職の増加

- ・全管理職のうち 20%が女性管理職である。上記「産休・育休取得促進への取組み」を促進することで、女性の長期雇用を図りキャリアを継続できるような業務環境を提供し、2032 年度には全管理職のうち 40%以上を女性管理職とする。
- ・女性技術職に関して、鉄筋工事業においては、工場内の機械化やクレーンの導入により重労働から解放される作業が増えるため、工場勤務として 2032 年度までに 10 名の女性社員の雇用を目指す。
- ・住宅建築においても、現時点では現場管理職や建築士は男性比率が多いが、住宅建築事業における現場管理職及び建築士について、2032 年度までに現状の 1 名から 5 名にする。

③ 産休・育休取得促進への取組み

- ・これまで産休・育休を取得する対象の従業員がいなかったため、取得実績としては 0 件となるが、今後対象者が発生する前に、上記①にも記載したように属人的な業務体制にしないことで、業務の引継ぎがしやすくなる。休暇を取得する従業員も、引継ぎを受ける従業員もどちらの負荷も減らすことができるよう、今後一層、チーム作りや組織づくりに取り組んでいく

[特定したインパクト] ポジティブ・インパクト「雇用」「包摂的で健全な経済」(多様な人材活用)

【経済面】

➤ 事業拡大による地域雇用の創出への取組み

① 鉄筋加工工場の移転(神奈川県座間市)による地域雇用の創出

- ・工場勤務のような製造業への就業者人数は減少しており、人手不足の傾向がある中、キャリアアップ制度や評価制度・昇給制度を充実させて、アピールすることで、単純な雇用の創出だけでなく、当社で働く従業員の成長や継続的活躍ができる雇用の創出し、2027 年度までに新規雇用として 50 名を目指す。

② 地元横浜市における雇用の創出

- ・住宅建築業において、2027 年度までに 50 名の採用、2032 年度までに 100 名の採用を目指す。

③ インターシップの活用

- ・特に、住宅建築の事業では地元神奈川の大学で建築や経営を学んでいる学生を積極的に活用していきたい。現時点では 0 名であるが、2027 年年度までに本場で 5 名採用を進める。

[特定したインパクト] ポジティブ・インパクト「雇用」「包摂的で健全な経済」(事業拡大による地域

雇用の創出への取組み)

### 3.包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動等を踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他の専門工事業
ポジティブ・インパクト	住居、雇用
ネガティブ・インパクト	雇用、廃棄物

国際標準産業分類	自己所有物件または賃貸物件による不動産業
ポジティブ・インパクト	住居、保険・衛生、雇用、文化・伝統、包摂的で健全な経済
ネガティブ・インパクト	住居、保険・衛生、雇用、文化・伝統、水(質)、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物

#### 【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

##### ■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
住居、エネルギー	➢ 良質な住宅の供給への取組み
雇用、包摂的で健全な経済	➢ 多様な人材活用への取組み ➢ 事業拡大による地域雇用の創出への取組み

エネルギー、気候	➤ 注文住宅における ZEH 住宅供給推進への取組み
----------	----------------------------

■ネガティブ・インパクト（緩和の取組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 健康経営の推進への取組み</li> <li>➤ 重大な労災事故抑制への取組み</li> </ul>
雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 有給休暇消化・時間外労働削減への取組み</li> </ul>
大気、気候	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 営業車の EV 化・PHV 化への取組み</li> </ul>
資源効率・安全性、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 鉄筋事業における鉄筋屑(スクラップ)量減少への取組み</li> </ul>

同社事業では、UNEP FI のインパクト分析でポジティブ・インパクトとして発出された「保健・衛生」については、医療サービス、薬品、福祉サービスは行っていないこと、「文化・伝統」については文化・伝統の継続や発展等に直接的な影響を与える活動は行っていないことから特定していない。



また、ネガティブ・インパクトとして発出された「住居」については良質な住宅の供給に努め、良質な住宅ストックに資することから廃屋の発生リスクは低く、リフォーム工事は事業全体に占める割合が小さいこと、「文化・伝統」については文化遺産等の破壊を伴うような大規模開発は行っていないこと、「水(質)」「土壌」は汚水・有害なガスが発生する工程は無いこと、「生物多様性と生態系サービス」については主に開発する地域は住宅地で有り生物への影響は殆ど発生しないことから特定していない。



#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

イシイは商工中金と横浜信用金庫と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。


##### 【ポジティブ・インパクト】



特定したインパクト	住居、エネルギー		
取組内容(インパクト内容)	➤ 良質な住宅の供給		
KPI	● 建売住宅、注文住宅を含めた住宅完工を 2022 年度の 45 棟から、2032 年度には 600 棟へ増やす。		
KPI 達成に向けた取組み	➤ 社内の仕組化、デジタル化や建売用地の仕入情報や仕入れ量を増やすこと、広告・マーケティングの強化を図ることによって、省エネ基準に適合する等の時代に即した良質な住宅の供給に取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	 
	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
	11.3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容 (インパクト内容)	➤ 多様な人材の活用		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2027 年度までに外国人技能実習生を累計 20 名受け入れる。</li> <li>● 2032 年度までに女性管理職を、現在の 20%から 40%以上とする。</li> <li>● 鉄筋工事業において 2032 年度までに女性技術職を、現在の 1 名から 10 名にする。</li> <li>● 住宅建築事業においても、住宅建築事業における現場管理職及び建築士について、2032 年度までに現状の 1 名から 5 名にする。</li> <li>● 2032 年度までに対象者のうち産休・育休取得率を 60%とする。</li> </ul>		


<p><b>KPI 達成に向けた取組み</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外国人技能実習制度を活用し、利用枠まで受け入れる。</li> <li>➤ 「産休・育休取得促進への取組み」を促進することや、女性の長期雇用を図りキャリアを継続できるような業務環境を提供することで、2032 年度には全管理職のうち 40%以上を女性管理職とすることや住宅建築事業における現場管理職及び建築士について、2032 年度までに現状の 1 名から 5 名にすることを旨とする。</li> <li>➤ 鉄筋工事業においては、工場内の機械化やクレーンの導入により重労働でない作業が増えるため、工場勤務として 2032 年までに 10 名の女性社員の雇用を目指す。</li> <li>➤ これまで産休・育休を取得する対象の従業員がいなかったため、取得実績としては 0 件となるが、今後対象者が発生する前に、属人的な業務体制にしないことで業務の引継ぎがしやすい体制とし、休暇を取得する従業員も、引継ぎを受ける従業員もどちらの負荷を減らすことができるよう、一層のチーム作りや組織作りに取り組みをいく。</li> </ul>		
<p><b>貢献する SDGs ターゲット</b></p>	<p>5.5</p>	<p>政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p>	
	<p>8.5</p>	<p>2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>	
	<p>8.8</p>	<p>移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者等、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	


<p><b>特定したインパクト</b></p>	<p><b>雇用、包摂的で健全な経済</b></p>
<p><b>取組内容（インパクト内容）</b></p>	<p>➤ 事業拡大による地域雇用の創出への取組み</p>
<p><b>KPI</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄筋加工工場の移転(神奈川県座間市)により 2027 年度までに 50 名の新規採用を目指す。</li> <li>● 住宅建築事業において、2027 年度までに 50 名の採用、2032 年度までに 100 名の採用を目指す。</li> <li>● 住宅建築事業では地元神奈川の大学で建築や経営を学んでいる学生を積極的に活用し、2027 年度までに本社で 5 名採用を</li> </ul>

	<b>進める。</b>	
<b>KPI 達成に向けた取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニット鉄筋の生産が可能となる工場の取得移転及び、機械設備の導入により生産力強化を図ることや、建売住宅事業の拡大等により、地元の神奈川県を中心に社員数を増やす。</li> </ul>	
<b>貢献する SDGs ターゲット</b>	9.2	<p>包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。</p> 


<b>特定したインパクト</b>	<b>エネルギー、気候</b>	
<b>取組内容(インパクト内容)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>注文住宅における ZEH 住宅の供給推進</li> </ul>	
<b>KPI</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>2027 年度に注文住宅のうち ZEH 住宅を 10 棟供給する。</b></li> </ul>	
<b>KPI 達成に向けた取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020 年に ZEH ビルダー登録済である。</li> <li>ZEH 住宅の坪単価は、従来の工法に比べ倍近く高額になることから、注文住宅の顧客向けの商品となる。家づくりの提案時に、「光熱費の削減が可能」「補助金の利用が可能」「売却時の値下がり」が緩やかになる可能性がある」といった、ZEH 住宅にした場合のメリットを訴求し、ZEH 住宅の受注をより促進していく。</li> </ul>	
<b>貢献する SDGs ターゲット</b>	7.2	<p>2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> 
	13.1	<p>全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> 


【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生		
取組内容（インパクト内容）	➢ 健康経営の推進		
KPI	● 2032 年度までに「かながわ健康企業宣言」への登録及び健康経営優良法人の認定取得を目指す。		
KPI 達成に向けた取組み	➢ 「かながわ健康企業宣言」に登録し、社内で健康推進運動に取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	

特定したインパクト	保健・衛生		
取組内容（インパクト内容）	➢ 重大な労災事故抑制		
KPI	● 重大な労災事故発生 0 件を継続する。		
KPI 達成に向けた取組み	<p>➢ 全社用車に“スマートドライブ/運転管理システム(BPS)”を導入済。運転状況をダッシュボードに表示、安全運転のスコアリングが自動でできるシステムで、危険運転(急ハンドル・急ブレーキ等)が会社に自動通知及び、社用車を使う従業員の運転ランキング等の運転情報から、未然に重大事故が起こらないよう、普段から安全運転の意識づけを行っている。</p> <p>➢ 2023 年の工場移転にともない、クレーンや大型機械の導入により、取扱いに一層の注意が必要となる部分がある。一方で、作業スペースが拡大され、機械化だからこそ属人的な作業から脱却できることにより、1 人当たりの作業不可が軽減される業務環境となる。また、安全な作業手順の確立だけでなく、従業員の資格取得(クレーン扱い・各種技能士)を促進することで、多方面からの労災事故抑制に取り組んでいく。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者等、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	➢ 有給休暇消化・時間外労働削減		
KPI	● 従業員の年度間の有給平均取得日数を 2022 年度の 6 日から 2032 年度には 9 日にする。		

KPI 達成に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 労働基準法の改正に伴い、年 5 日の有給休暇取得については、年間カレンダーによりあらかじめ取得時期を指定している。</li> <li>➤ 有給取得(5 日以上の日数)や時間外労働削減に関しては、属人的な業務体制にならないよう、作業手順の確立や、チーム制での業務を推進する等、特定の従業員に負荷がかからないような仕組みづくりに力を入れている。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者等、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	大気、気候		
取組内容(インパクト内容)	➤ 営業車の EV 化・PHV 化		
KPI	● <b>2032 年度までに営業車を 50%EV 化・PHV 化する。</b>		
KPI 達成に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在、営業車(普通車)の全車両が HV(ハイブリット自動車)を使用している。</li> <li>➤ 今後、更なるエコカーの普及にあわせ、営業車の更新・増車時等を捉え、2032 年度には営業車の約 50%を EV・PHV にすることにより一酸化炭素(CO)等の化学物質の削減や CO2 排出量削減を押し進めていく。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

なお、「鉄筋事業における鉄筋屑量減少への取組み」は、インパクトとして特定しているものの、2023 年 11 月に工場移転し、その後の活動となるため抑制の状況によって KPI の設定を検討する。「時間外労働の削減への取組み」については、既に取り組んでおり、一定の成果が出ていることから設定していない。

## 5.サステナビリティ管理体制

イシイでは、本ファイナンスに取組むにあたり、石井社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトトレーダー、SDGs における貢献等との関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、石井社長を最高責任者とし、事務局兼 KPI 推進リーダーの星野部長を中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	石井 大介
(事務局兼 KPI 推進リーダー)	コーポレート部	星野部長

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、イシイと商工中金、横浜信用金庫並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金及び横浜信用金庫は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、イシイと協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。イシイは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金、横浜信用金庫は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 加藤 栄嗣

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190